

## 「裁判所における手続の迅速化促進方策」に関する法案のイメージ

### 1 審理期間の目標等

- (1) 民事・刑事の訴訟手続について2年以内に第一審における手続を終局させるとともに、裁判所における手続全体についてこれに要する期間の短縮を図ることを目標とする。
- (2) 裁判所における手続を公正・適正で充実したものとするとともに、当事者の正当な権利利益が害されないように留意する。

### 2 制度の整備・体制の充実

1(1)の目標に従い、裁判所における手続の整備等の必要な制度の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所・検察庁等の人的体制の充実、弁護士体制の整備等の必要な体制の充実を図る。

### 3 国の責務等

- (1) 国は、1・2の方針に従い、裁判所における手続の迅速化の促進に関する施策を策定・実施する責務を有する。
- (2) 政府は、(1)の施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等を講じる。

### 4 裁判所・当事者等の責務

裁判所・当事者等は、民事・刑事の訴訟手続についてできる限り2年以内に第一審における手続が終局するとともに、裁判所における手続全体ができる限り短い期間内に終局するように努める。

### 5 迅速化に関する検証等

- (1) 最高裁判所は、定期的に、裁判所における手続の迅速化について総合的・多角的に検証し、その結果を国民に明らかにする。
- (2) 国の施策の策定・実施に当たっては、(1)の検証の結果の適切な活用を図る。

### 6 その他所要の規定を設けること

(注) 法案に規定すべき項目・内容については、なお検討中である。